

議案第72号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表1 一般体験（2）自由体験コースの表中

「

サンドブラスト			を
---------	--	--	---

」

「

サンドブラスト			に
模型			

」

改め、別表2 教室体験の表中

「

ガラス工芸			を
-------	--	--	---

」

「

ガラス工芸			に
模型			

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例別表の規定に基づく静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の設定は、この条例の施行の前においてもこれを行うことができる。